

# 危機管理マニュアル

## 静岡県立浜松湖東高等学校 (令和6年4月)

※ 本マニュアルは、学校保健安全法第29条第1項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

「学校警備及び防災計画書」とともに熟読し、常時確認できるよう準備する。

## 1 学校の状況

学校所在地 の特徴	住所	浜松市中央区大人見町 3600 番地		
	海拔	3 5 m		
	海岸からの距離	7 k m		
	近隣の河川	伊佐地川		
学校の 被害想定	最大震度	7		
	津波浸水	なし		
	液状化	なし		
	土砂災害警戒区域等の指定	なし		
	原子力発電所との位置関係	UPZ外		
	火山避難対象エリア	エリア外		
	その他の被害	想定なし		
生徒の状況	学年	1年	272人	
		2年	276人	
		3年	247人	
	通学範囲	東端	袋井市	
		西端	湖西市	
		南端（沿岸）	浜松市南区	
		北端	浜松市浜名区	
	通学方法	徒歩	6人	
		自転車	717人	
		バス	60人	
		その他	10人	
	支援を要する児童・生徒等		(別紙：「疾病一覧」による)	

## 2 教職員名簿・緊急連絡網

【別紙】

## 3 勤務時間外における災害発生時の参集基準

状 況	応急対策要員	その他の職員
地震	学校警備及び防災計画書 P. 7による。	
津波	大津波警報が発表されたとき	自宅待機
風水害	暴風警報、特別警報等	自宅待機

※参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。特に津波浸水域にある学校には、津波警報又は津波注意報が解除されるまでは、参集しない。

## 4 教職員参集先一覧

【別紙】

## 【目次】

第1章	危機管理とは	1
	1 目的	
	2 分類	
	3 対象とする危機の内容	
	4 体制	
	5 対応	
	6 原因の分析と評価	
	7 見直しの観点	
第2章	初動対応編	6
	1 交通事故発生時の対応	
	2 事故（けが等）発生時の対応	
	3 病気等（学校において予防すべき感染症含む）発生時の対応	
	4 事件（盗難・校舎破損・学校爆破予告等）発生時の対応	
	5 事件（わいせつ・セクハラ等）発生時の対応	
	6 事件（人権侵害・差別事象等）への対応	
	7 不審者侵入時の対応	
	8 情報事故への対応	
	9 災害（火災等）発生時の対応	
	10 災害（地震等）発生時の対応	
	11 局地的な集中豪雨（竜巻、雷の発生、冠水）の対応	
	12 Jアラート警報時の対応	
第3章	具体的対応編	15
	1 交通事故発生時の対応	
	2 事故（けが等）発生時の対応	
	3 病気等（学校において予防すべき感染症含む）発生時の対応	
	4 事件（盗難・校舎破損・学校爆破予告等）発生時の対応	
	5 事件（わいせつ・セクハラ等）発生時の対応	
	6 事件（人権侵害・差別事象等）への対応	
	7 不審者侵入時の対応	
	8 情報事故への対応	
	9 災害（火災等）発生時の対応	
	10 災害（地震等）発生時の対応	
	11 局地的な集中豪雨（竜巻、雷の発生、冠水）の対応	
	12 Jアラート警報時の対応	
	共通事項：危機発生時における心のケア	
第4章	マニュアルの見直しと改善	34
第5章	参考資料編	35

# 第1章

# 危機管理とは

一般に「危機管理」とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」を指す。それに加えて、学校における「危機管理」には、教職員による不祥事防止といった「学校の信頼を損なう事態を防ぐ」取組も含まれる。

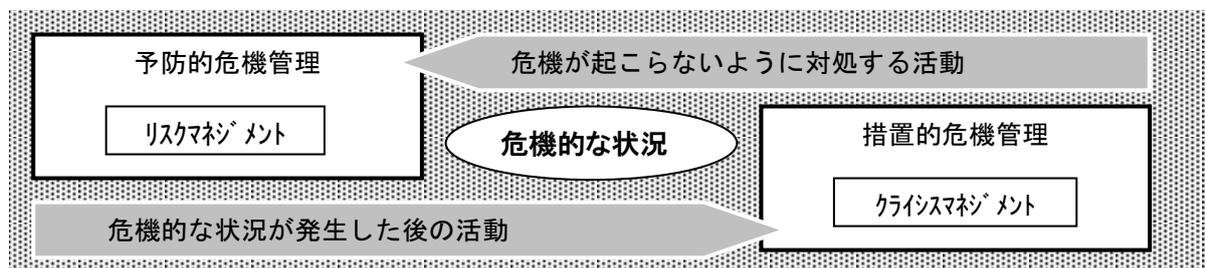
学校における危機管理は、幼児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）や教職員の命や心身を守り、正常な教育活動を維持するとともに、保護者や地域等からの信頼を保つことを目的として、迅速・的確に取り組むことが必要である。

## 1 目的

- (1) 生徒等及び教職員の安全確保
- (2) 正常な学校運営と教育活動の維持

## 2 分類

危機管理には、「発生を未然に防ぐための事前の危機管理」「発生時に被害を最小限に抑えるための発生時の危機管理」「危機が一旦収まった後の教育活動の再開や再発防止を図る事後の危機管理」に分類される。



## 3 対象とする危機の内容

学校が諸活動を進める上で、生徒等や保護者、県民等の信頼は不可欠である。そのため、対象とする危機の内容は「発生すれば生徒等の生命や心身に危害をもたらす深刻な事態」のほか、「学校経営上の問題等、保護者や県民の批判や不信感を招き学校の信頼性を損なう事態」まで幅広くとらえる必要がある。

生徒等及び教職員の生命や心身に危害をもたらす事態		
災害	自然災害	災害対策基本法第2条1号で規定する災害 暴風、豪雨、豪雪、竜巻、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害
	火災	火災

学習活動等	学習活動（各教科等）	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特別活動	修学旅行、現場学習等での事故
	部活動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他活動	学校施設利用中の事故
交通	交通事故	登下校時の死傷事故
健康	学校において予防すべき感染症	新型インフルエンザ、SARSへの生徒等の集団感染
	食中毒	給食等による集団食中毒
	アレルギー	アナフィラキシー（重篤なアレルギー症状）
問題行動等	街頭犯罪	生徒等による恐喝、ひったくり
	暴力行為	生徒等間の傷害行為
	いじめ	いじめに起因する傷害・自殺
犯罪	不審者	不審者による殺傷、連れ去り
情報モラル	学校裏サイト、匿名掲示板、有害サイト	なりすましや誹謗中傷によるネットいじめ 出会い系サイト、不法薬物の購入等
その他	テロ・有事等	水道への毒物混入、爆破予告
<b>学校や教職員の信頼性を損なう事態</b>		
教職員	不祥事	教職員の不祥事（飲酒運転、暴力行為、セクハラ等）
	健康管理	心身の不調による業務への影響
	事故	交通事故
教育計画	教育課程	未履修
施設設備	施設設備	施設の保守管理、修繕の不備等に起因する人身事故
財務	資金管理	公金の遺失
	会計処理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
情報	個人情報	個人情報の漏洩
	情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業務執行	保護者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	広報・報道	マスコミに対する不適切な対応による信用失墜



## 5 対応

<b>情報の収集と事態の見極め</b>	<input type="checkbox"/> 迅速かつ的確な情報の収集・記録・伝達・分析・共有 <input type="checkbox"/> 危機事案を覚知した教職員は、副校長又は教頭まで速やかに報告する。報告は口頭での報告とともに、文字による報告を行う。学校外の場合は、電話での報告とともにメールやFAX等による報告を行う。これらは事後に警察等への情報提供や調書作成に重要な書類となる。 <input type="checkbox"/> 報告を受けた副校長等は、状況確認の後、直ちに校長に報告する。 <input type="checkbox"/> 校長は被害の大きさ、関係機関による対応の必要性、報道の可能性、を考慮して教育委員会へ報告する。 <input type="checkbox"/> 校長や副校長等が出張等で不在の場合についても緊急連絡ができるようにしておく。 <input type="checkbox"/> 校長は学校内で情報収集責任者を定め、情報収集と記録、定期的な報告の指示を行う。 <input type="checkbox"/> 学校外において危機が発生した際、校長が必要と判断した場合は速やかに担当者を決定し、現地に派遣し情報収集や対応を行わせる。	
	<b>全職員の共通理解のもとに、万全の体制を確立する</b>	
<b>学校管理下の事故</b>	<b>事前措置</b>	<input type="checkbox"/> 迅速に対応してもらえる医療機関の確保と移送方法の決定 <input type="checkbox"/> 事故発生時の緊急連絡網、保護者の緊急連絡先等の準備 <input type="checkbox"/> 事故発生時の適切な応急手当、救急体制 <input type="checkbox"/> 心肺蘇生法（AEDの使用法を含む）の実習等を含めた救急法の校内研修の実施
	<b>事故発生時</b>	<input type="checkbox"/> 適切な応急手当（原則として第一次的には発見者、第二次的には養護教諭等） <input type="checkbox"/> 校長への報告 <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送（救急車の手配）及び保護者への連絡（必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける。） <input type="checkbox"/> 生徒等の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保 <input type="checkbox"/> 緊急の場合を除き、保護者が希望する病院の有無を確認 <input type="checkbox"/> 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察等の関係機関への報告 <input type="checkbox"/> 事故の程度や状況に応じ、校内危機対策本部の設置 <input type="checkbox"/> 外部対応（校内で責任者を決め、窓口の一元化） <input type="checkbox"/> 保護者への連絡は速やかに、予測や推測を交えず、事実を正確に伝え、誠意を持って対応 <input type="checkbox"/> 必要に応じてマスコミへ資料提供（教育委員会との協議による）
	<b>事故後</b>	<input type="checkbox"/> 事故発生からの状況の推移及び対応を、簡潔かつ正確に記録 <input type="checkbox"/> 保護者に対し、学級担任等から独立行政法人日本スポーツ振興センターへの医療費等の支払い請求手続きを説明（請求もれのないようにする） <input type="checkbox"/> 全教職員で事故の原因やその対応について分析し、学級活動や日常における安全指導を徹底し、事故防止を図る

- 事故の原因となった施設等を点検し、速やかに改善する
- 遊具等で事故が起きた場合は、原因を明らかにし、使用停止、改修等の措置を講じるなど生徒に使い方等の指導を徹底する
- 心のケアに努める。（教職員の心のケアも含む）
- 傷病者や保護者に対して誠意を持って対応する

## 6 原因の分析と評価

**ア 副校長等は、関係者等から情報を収集し、その内容の確認を行う。**

- いつ、どこで、何があったのか（事実の確認）
- それはどの程度、どのように発生したのか（事態（被害）の状況確認）
- その問題に対し、どのようなタイミングで、どのような対応を行ったのか
- その問題に対し、生徒等や保護者、県民、報道機関からの評価はどうだったのか

**イ 原因の分析及び対応策の検討を行うため、副校長（教頭）は、関係者を招集して再発防止検討会議（例）を開催する。**

**ウ 副校長等は再発防止の観点をもって、危機発生の原因を分析し、以下の観点に基づいて整理する。**

- 危機は何故発生したのか、直接的な要因について、キーワードを参考に整理を行う
- 要因について、「人的要因」と「システムの要因」の両面から分析を行う
- 教職員の意識や組織風土等に何か問題がなかったかなど、分析を行う
- 副校長等は整理した結果を校長に報告し、校長の指示のもと発生原因を踏まえ、再発防止のために必要な措置の検討を行う
- 副校長等は校長の指示のもと再発防止のための措置を講じる。なお、対応が複数の学年・学科・分掌にわたる場合にあっては、相互に協力し、再発防止に努めるものとする
- 再発防止策を講じた教頭等は、校長に、対応状況等についての報告を行う
- 校長は危機への対応に関する反省・教訓を踏まえ、今後の対応のあり方について、下記の観点で見直しを行う

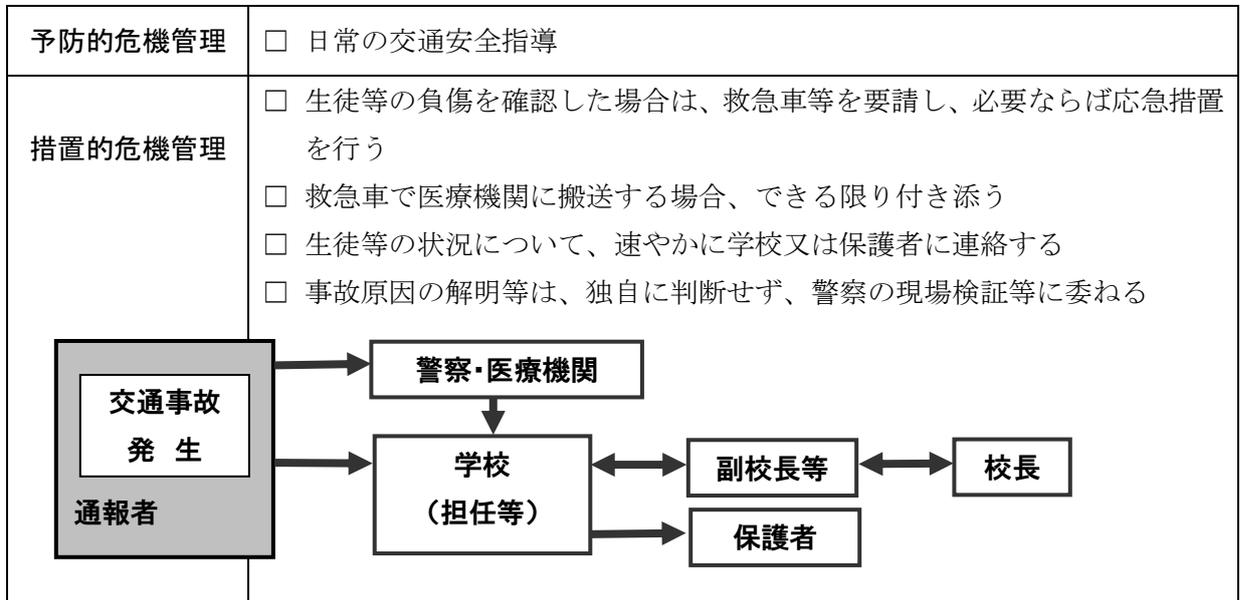
## 7 見直しの観点

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡体制に問題はなかったか           | <input type="checkbox"/> 教育委員会事務局と緊密な連携ができていたか |
| <input type="checkbox"/> 初動体制は迅速に立ち上がったか           | <input type="checkbox"/> 関係機関と緊密な連携ができていたか     |
| <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルに従って行動されていたか     | <input type="checkbox"/> 応急対策は適切であったか          |
| <input type="checkbox"/> 関係教職員すべてが業務手順や命令系統を知っていたか | <input type="checkbox"/> 重要でない問題に翻弄されることはなかったか |
| <input type="checkbox"/> 情報は正確かつタイムリーに収集・報告されていたか  | <input type="checkbox"/> 教職員の配備は適切であったか        |
| <input type="checkbox"/> 関係教職員に情報が共有されていたか         | <input type="checkbox"/> 備品は適切であったか            |
| <input type="checkbox"/> 適切な情報分析が行われていたか           | <input type="checkbox"/> 広報活動は適切に行われていたか       |
|  | <input type="checkbox"/> 被害者へのフォローは適切に行われていたか  |
|  | <input type="checkbox"/> その他何か問題が確認されなかったか     |

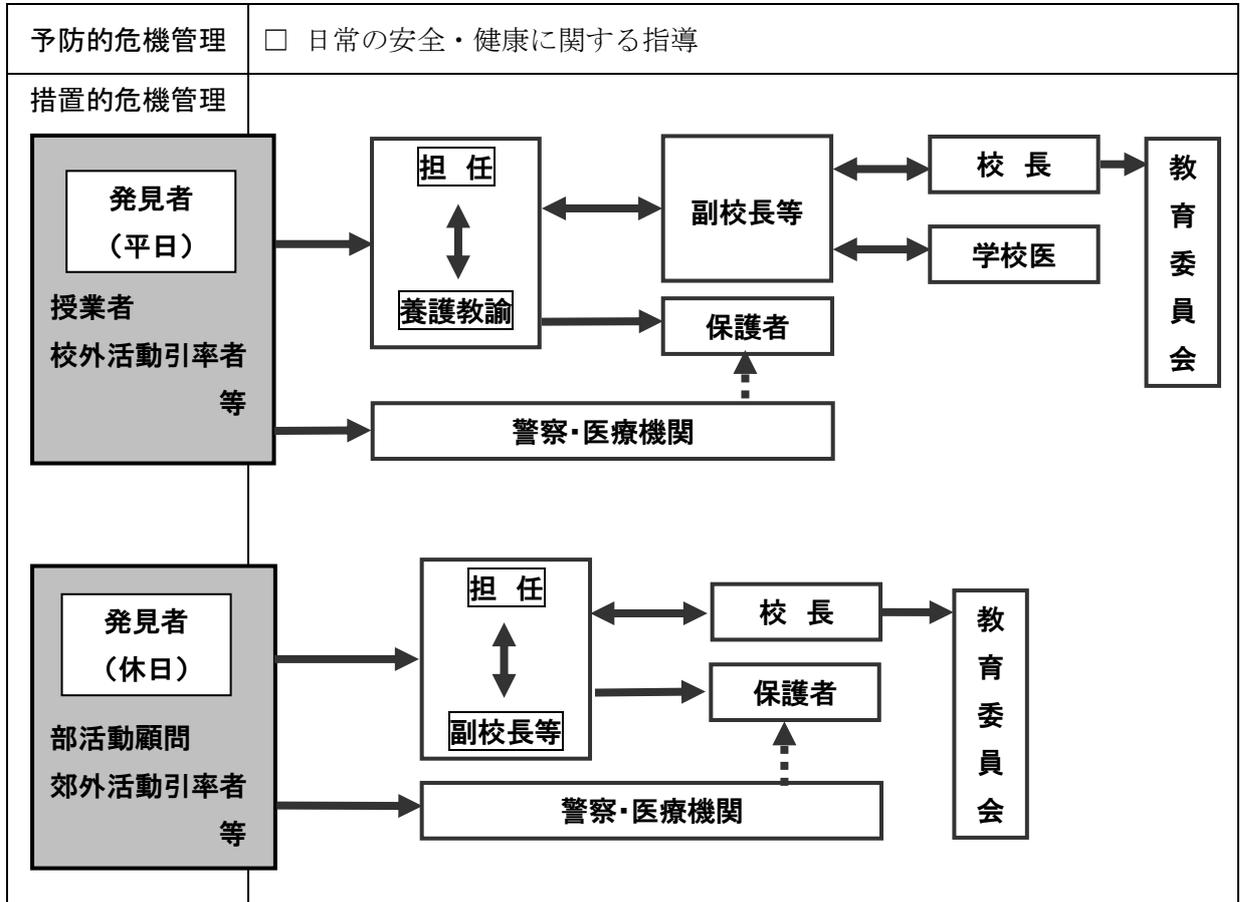
## 第2章

## 初動対応編

### 1 交通事故発生時の対応



### 2 事故(けが等)発生時の対応

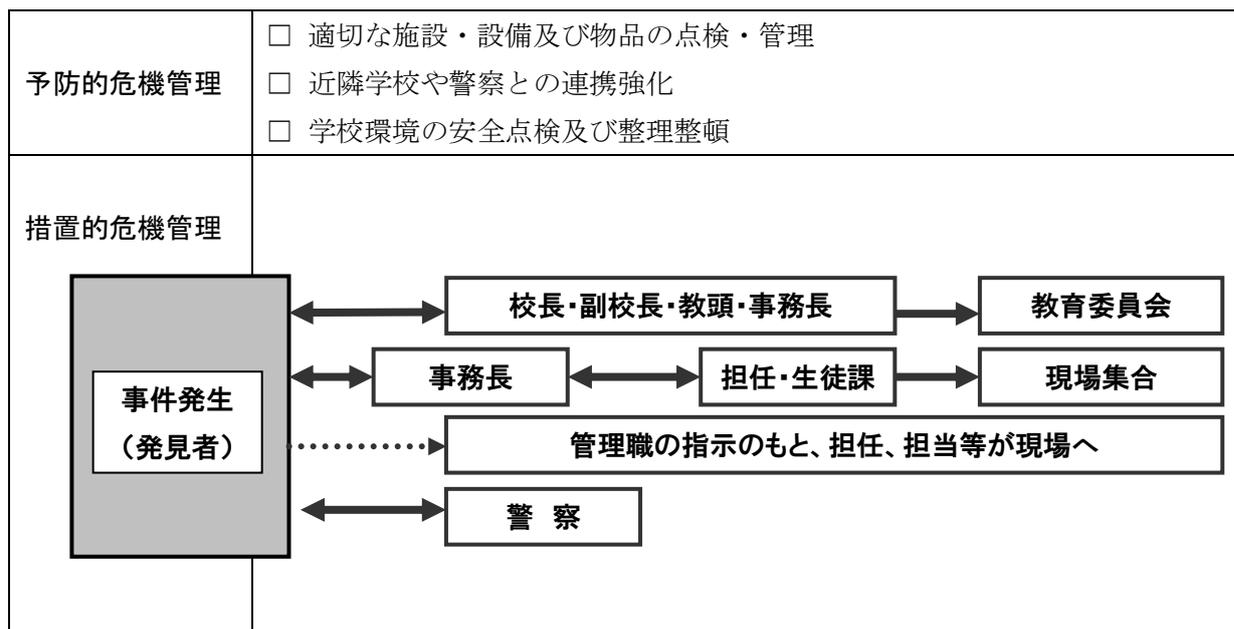


### 3 病気等(学校において予防すべき感染症含む)発生時の対応

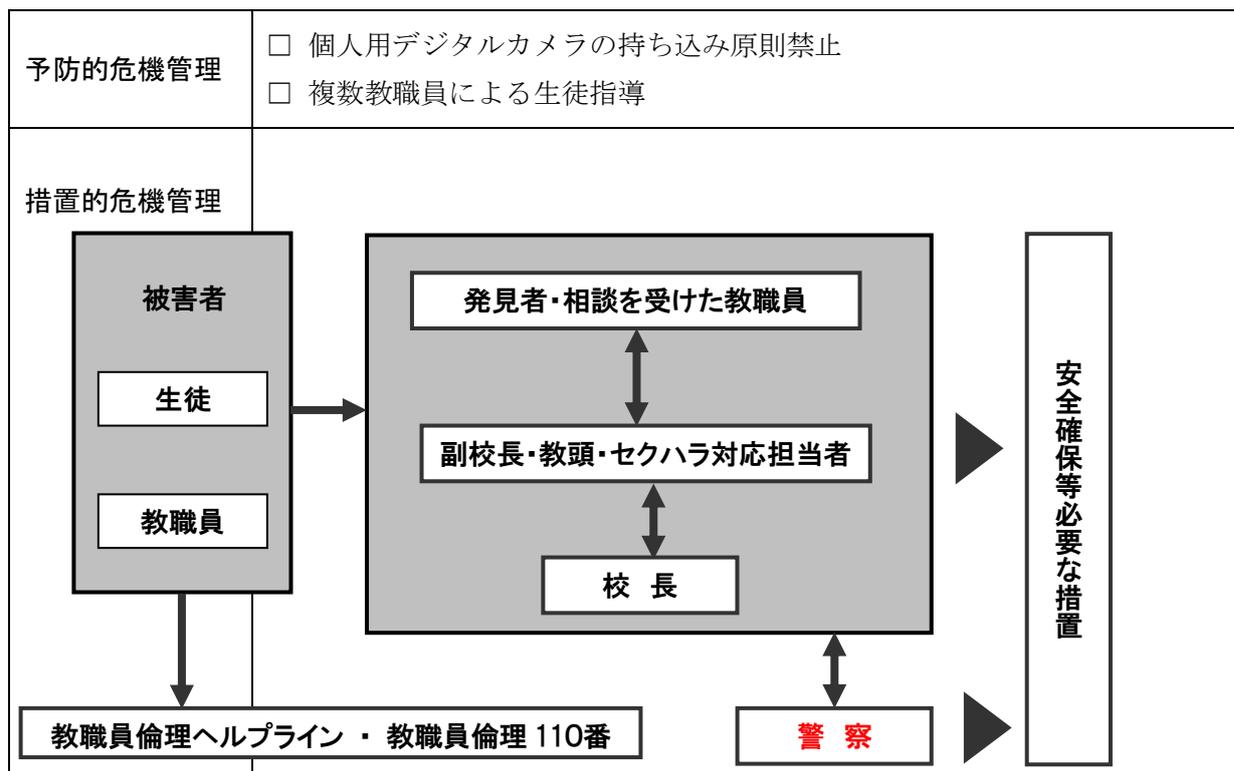
<p>予防的危機管理</p>	<p>□ 健康観察（クラス・部活動等）の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の健康問題を早期発見・早期対応</li> <li>・学校が予防すべき感染症の集団発生状況把握</li> <li>・生徒等の自己管理能力を育成</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>健康観察</b></p> <p>（他覚的症狀）顔色が悪い・目が赤い・眠そう・元気が無い・けがをしている・鼻汁が出ている・普段と違う状況</p> <p>（自覚的症狀）頭痛・腹痛・気持ちが悪い</p> </div>
<p>措置的危機管理</p>	<p>一般的対応は事故発生時の対応に準ずる</p> <div style="margin-top: 10px;"> <p><b>◆熱中症への対応</b></p> <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p><b>【予防】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 気象情報の入手</li> <li>□ 体調管理（休憩・水分補給等）</li> <li>□ 温度管理（換気等）</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p><b>【措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 涼しい場所へ運ぶ</li> <li>□ 衣服をゆるめる</li> <li>□ 冷却・水分・塩分の補給</li> </ul> </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;"> <p>救急搬送</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><b>異状の発生</b></p> <p><b>◆アナフィラキシー発症時の対応</b></p> <p>アレルギー反応として、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に症状が現れ、時に血圧低下などのショック症状を引き起こすことがあり、生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼ぶ。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>発見者</p> <p>症状の観察</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>養護教諭</p> <p>↑ ↓</p> <p>副校長等 応援職員 学級担任</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>保護者</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>症状により エピペンの接種</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>医療機関</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>校長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>教育委員会</p> </div> </div> <p><b>◆食中毒(集団食中毒)の対応</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>発見者</p> <p>症状の観察 集団発生進展の可能性</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>養護教諭</p> <p>↑ ↓</p> <p>学級担任</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>症状により緊急搬送を判断 嘔吐物には触れない</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>医療機関</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>副校長 教頭</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>校長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>教育委員会</p> </div> </div> <p><b>◆学校が予防すべき感染症等への対応</b></p> <p>学校が予防すべき感染症の発生により、その拡大を防ぐ対応が必要となった場合は、基本的に学校保健安全法、教育委員会からの指示、学校のマニュアル等に従う。感染の拡大を防ぐという観点から、校長の判断により学級閉鎖等必要な対応を実施する。</p> </div>

種	病名	出席停止等の措置(学校保健安全法施行規則第18条)
1種	鳥インフルエンザ(H5N1)	出席停止の期間は「治癒するまで」
2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
3種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、流行性角結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

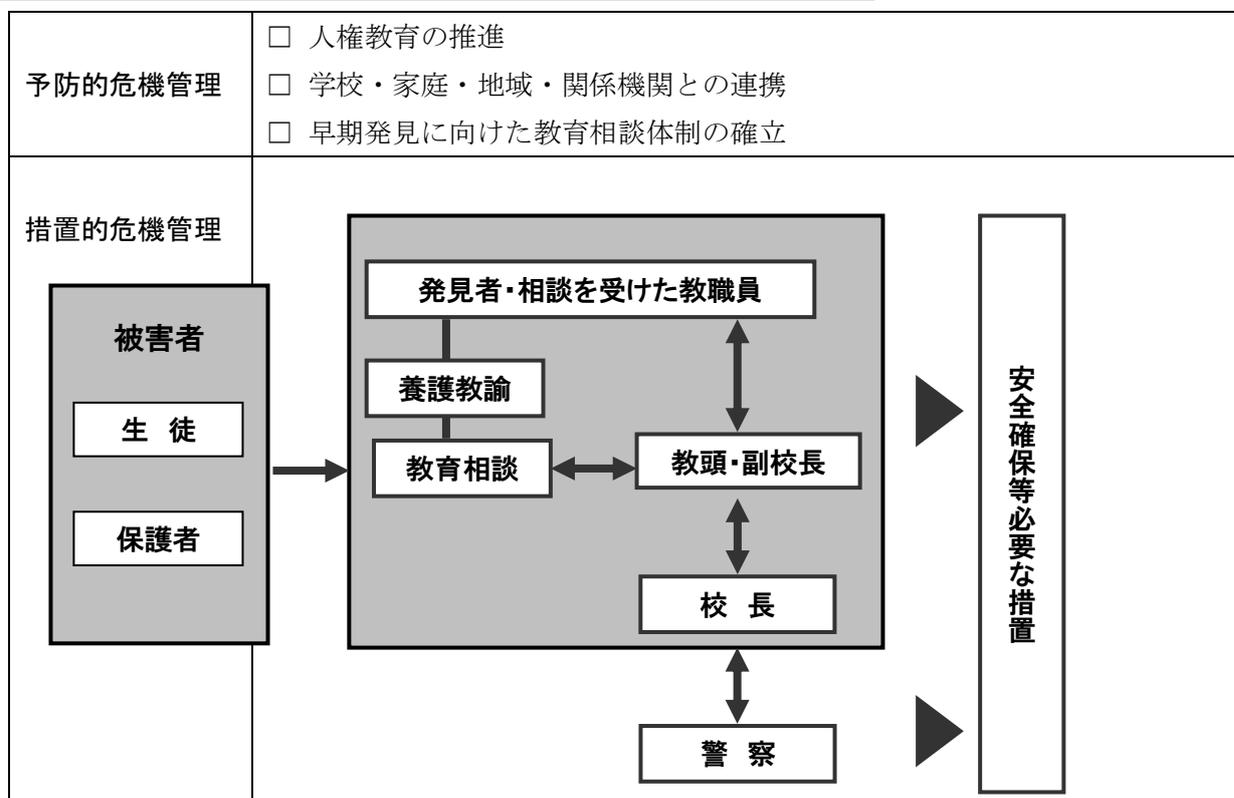
#### 4 事件(盗難・校舎破損・学校爆破予告等)発生時の対応



## 5 事件(わいせつ・セクハラ等)発生時の対応



## 6 事件(人権侵害・差別事象等)への対応

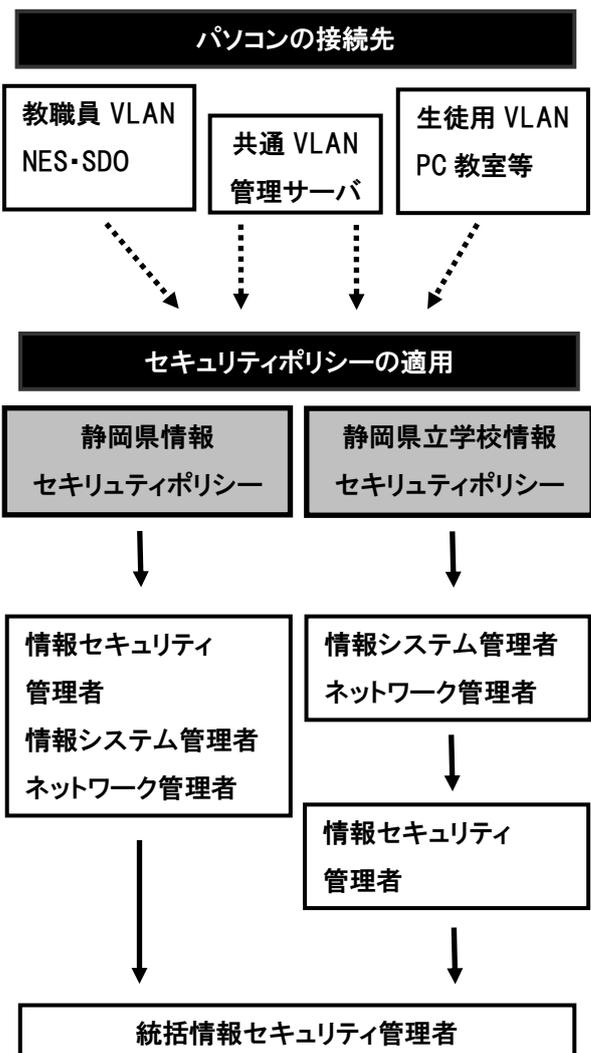


## 7 不審者侵入時の対応

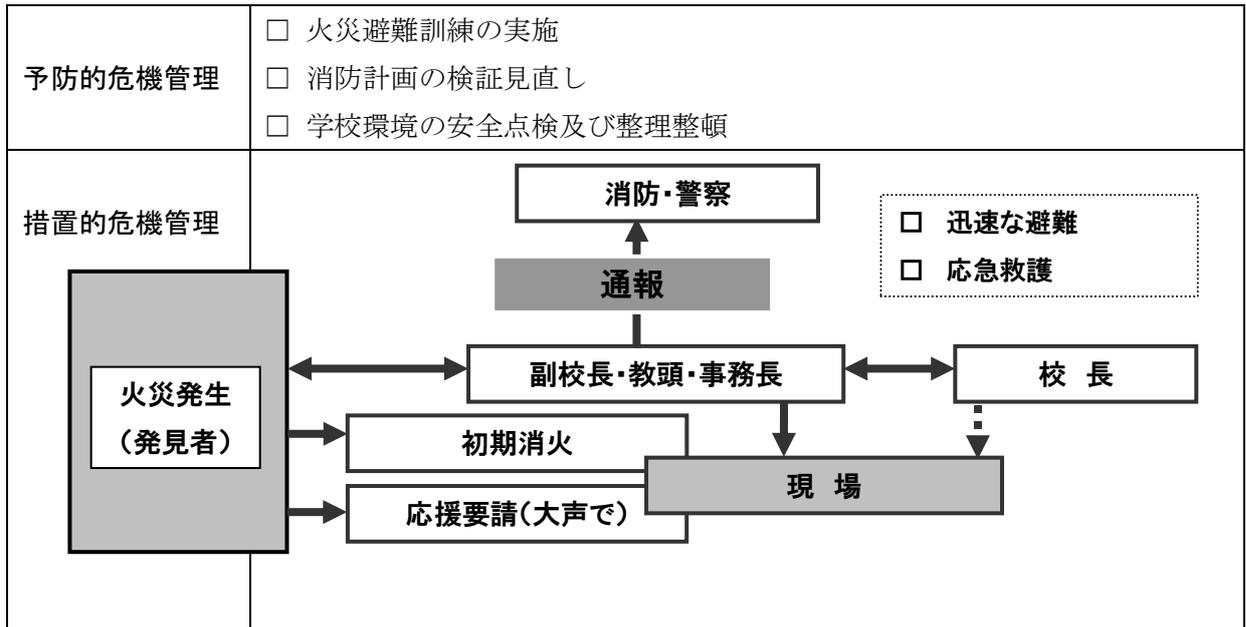
<p>予防的危機管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教職員による不審者対応訓練の実施</li> <li><input type="checkbox"/> 不審者を見かけた場合の生徒等の対応（通報等）について周知徹底</li> <li><input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び警備</li> </ul>
<p>措置的危機管理</p>	<pre> graph TD     Start[関係者以外の立ち入り] --&gt; Q1{不審者か?}     Q1 -- No --&gt; A1[受付]     Q1 -- Yes --&gt; A2[退去を求める]     A2 -- Yes --&gt; A3[退去]     A2 -- No --&gt; A4[速やかに管理職に連絡する]     A4 --&gt; A5[警察]     A2 -- No --&gt; A6[危害を加えるおそれがある]     A6 -- No --&gt; A7[退去を求める]     A6 -- Yes --&gt; A8[隔離]     A7 --&gt; A8     A8 --&gt; A9[生徒等の安全確保]     A9 --&gt; A10[負傷者への応急手当]     </pre>

## 8 情報事故への対応

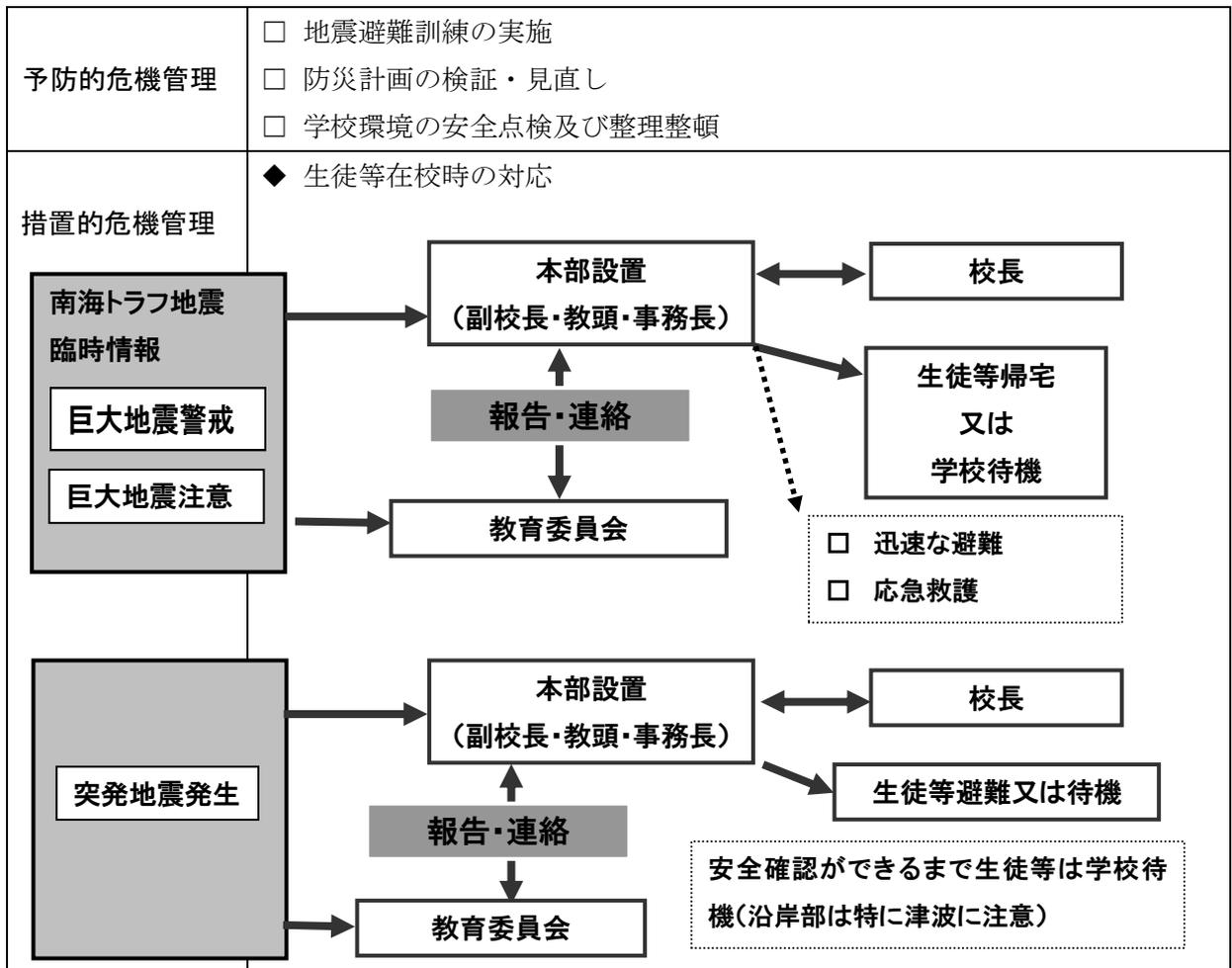
<p>予防的危機管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 情報資産及び装置の持ち出し禁止</li> <li><input type="checkbox"/> ユーザーID、パスワードの管理</li> <li><input type="checkbox"/> 端末の適正管理</li> <li><input type="checkbox"/> 盗難対策</li> <li><input type="checkbox"/> 端末電源シャットダウンの徹底</li> <li><input type="checkbox"/> 情報モラル、セキュリティ研修への参加</li> </ul>
<p>措置的危機管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 部外者の不正侵入、不正アクセス及びコンピューターウイルス等の侵入</li> <li><input type="checkbox"/> 地震、落雷、火災等の災害、運搬中の事故、盗難等</li> <li><input type="checkbox"/> 認証情報（ユーザーID、パスワード等）の不適切な管理</li> <li><input type="checkbox"/> 故意又は過失による不正アクセス及び情報漏洩</li> <li><input type="checkbox"/> 機器の不正接続、機器、情報資産の不正持ち出し</li> </ul>

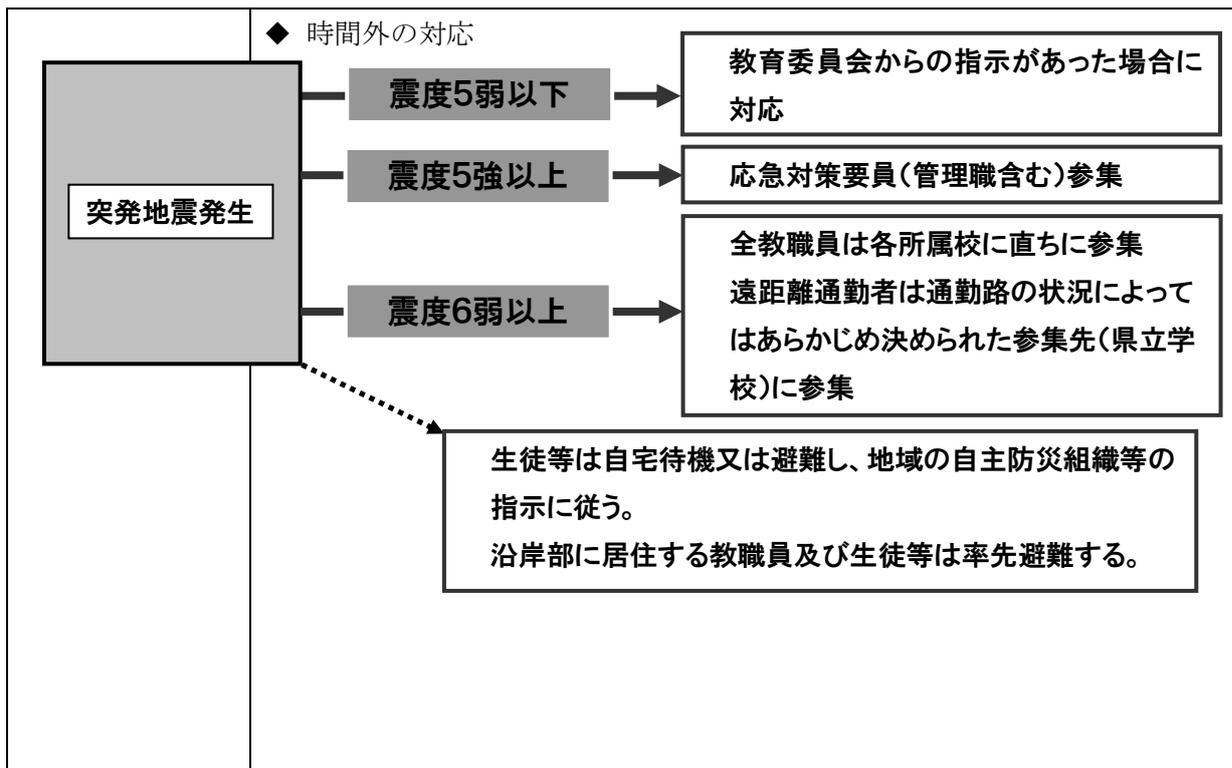
内容	発生直後の対応	 <p>The flowchart on the right illustrates the incident response process. It starts with 'パソコンの接続先' (PC Connection Points) at the top, which includes '教職員 VLAN NES・SDO', '共通 VLAN 管理サーバ', and '生徒用 VLAN PC 教室等'. Arrows point from these to 'セキュリティポリシーの適用' (Application of Security Policies), which is split into '静岡県情報セキュリティポリシー' and '静岡県立学校情報セキュリティポリシー'. From these, arrows point to '情報セキュリティ管理者' and '情報システム管理者 ネットワーク管理者'. Further arrows lead to '情報セキュリティ管理者' and finally to '統括情報セキュリティ管理者' at the bottom.</p>
ウイルス感染	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 発生箇所（媒体）</li> <li>② ネットワークからの切り離し</li> <li>③ 管理者への報告</li> <li>④ 発生箇所（媒体）の保全</li> <li>⑤ 発生原因の特定と原因の調査</li> <li>⑥ 通知・報告等（個人情報）</li> <li>⑦ 抑制措置と復旧</li> </ol>	
不正アクセス	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 発生箇所（システム等）の特定</li> <li>② ネットワークからの切り離し</li> <li>③ アクセスIDの利用停止やアクセス制限の実施</li> <li>④ 管理者への報告</li> <li>⑤ 被害状況と原因の調査</li> <li>⑥ 通知・報告等（個人情報）</li> <li>⑦ 抑制措置と復旧</li> </ol>	
情報流出	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 発生箇所（HP等）の特定</li> <li>② 流出した情報の内容、範囲、流出元の特定</li> <li>③ 必要に応じてパソコン等のネットワークからの切り離し</li> <li>④ 管理者への報告</li> <li>⑤ 発生箇所（HP等）の保全</li> <li>⑥ 発生原因の特定と原因の調査</li> <li>⑦ 通知・報告等（個人情報）</li> <li>⑧ 抑制措置と復旧</li> </ol>	
紛失・盗難	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 紛失・盗難内容の特定</li> <li>② アクセスIDの利用停止やアクセス制限の実施</li> <li>③ 警察・管理者への報告</li> <li>④ 紛失物の捜索</li> <li>⑤ 通知・報告等（個人情報）</li> <li>⑥ 警察、管理者への報告</li> </ol>	

## 9 災害(火災等)発生時の対応

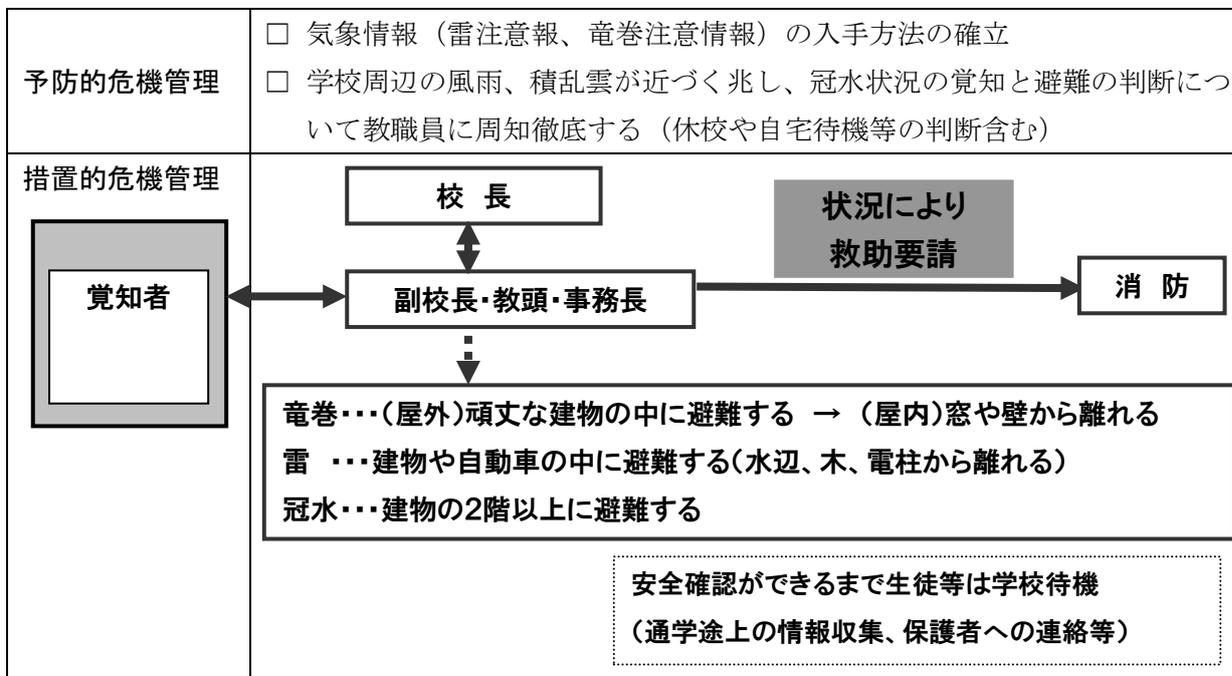


## 10 災害(地震等)発生時の対応

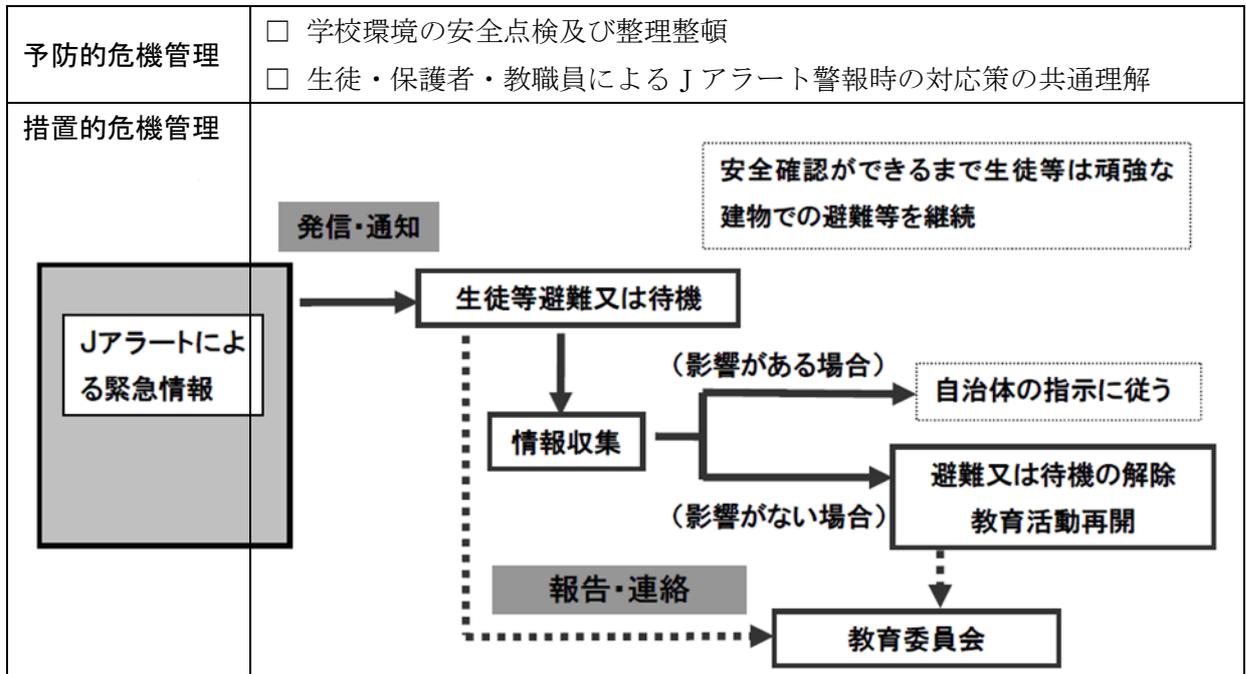




## 11 局地的な集中豪雨(竜巻、雷の発生、冠水)の対応



## 12 Jアラート発令時の対応



### 第3章

### 具体的対応編

#### 1 交通事故発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 交通安全に関する教育<ul style="list-style-type: none"><li>□ 通学手段に応じた安全指導（警察による交通安全教室等）</li><li>□ 交通安全マップ作成等、生徒等の危険に対する意識の向上</li></ul></li><li>○ 通学路の安全管理<ul style="list-style-type: none"><li>□ 安全な通学路の設定、見直し</li><li>□ 保護者や地域と連携した通学路の安全確保</li></ul></li></ul> <p>※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による</p>
発生時	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 連絡を受けた教職員<ul style="list-style-type: none"><li>□ 警察・救急に通報</li><li>□ 生徒等の氏名、事故の状況を確認</li><li>□ 学校、保護者への連絡</li><li>□ 必要があれば応援のため事故現場へ向かう</li><li>□ 連絡手段（携帯電話等）の用意</li><li>□ 随時保護者へ連絡</li></ul></li></ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 生徒事故報告書を学校安全所管課（室）へ提出（処務規程第9条 様式第15号）</li><li>□ 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続き（ただし、損害賠償が得られない場合に限る）→災害報告書：学校安全所管課（室）</li><li>□ 災害報告書 学校安全所管課（室）</li><li>□ 生徒等、保護者への説明（通知、PTAの会合等）</li><li>□ 事故を受けて、再度生徒等への安全指導を行う</li></ul>

## 2 事故(けが等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 安全点検と点検後の措置</li> <li><input type="checkbox"/> 授業、部活動等での安全環境の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員全員が事故についての共通理解を持つ</li> </ul> ※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 警察・救急に通報</li> <li><input type="checkbox"/> 応急手当を適切に行う</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者に対する連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける</li> <li><input type="checkbox"/> 生徒等の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う</li> <li><input type="checkbox"/> 病院へ運ぶ際には緊急の場合を除き、保護者が希望する病院の有無を確かめる</li> <li><input type="checkbox"/> 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察等の関係機関への報告を行う</li> <li><input type="checkbox"/> 外部への対応は窓口を一本化し、情報混乱がないようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者への連絡は迅速かつ誠意をもって行う</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒事故報告書を学校安全所管課（室）へ提出（処務規程第9条 様式第15号）</li> <li><input type="checkbox"/> 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続き（ただし、損害賠償が得られない場合に限る）→災害報告書：学校安全所管課（室）</li> <li><input type="checkbox"/> 災害報告書 学校安全所管課（室）</li> <li><input type="checkbox"/> 生徒等、保護者への説明（通知、PTAの会合等）</li> <li><input type="checkbox"/> 事故を受けて、再度生徒等への安全教育を行う</li> </ul>

## 一次救命処置の手順と留意点

一次救命処置の手順については、例えば下記の簡潔なフロー図が公表されています。以下の留意点と併せて手順を整理しておくとともに、訓練等を通じて身に付けておきましょう。

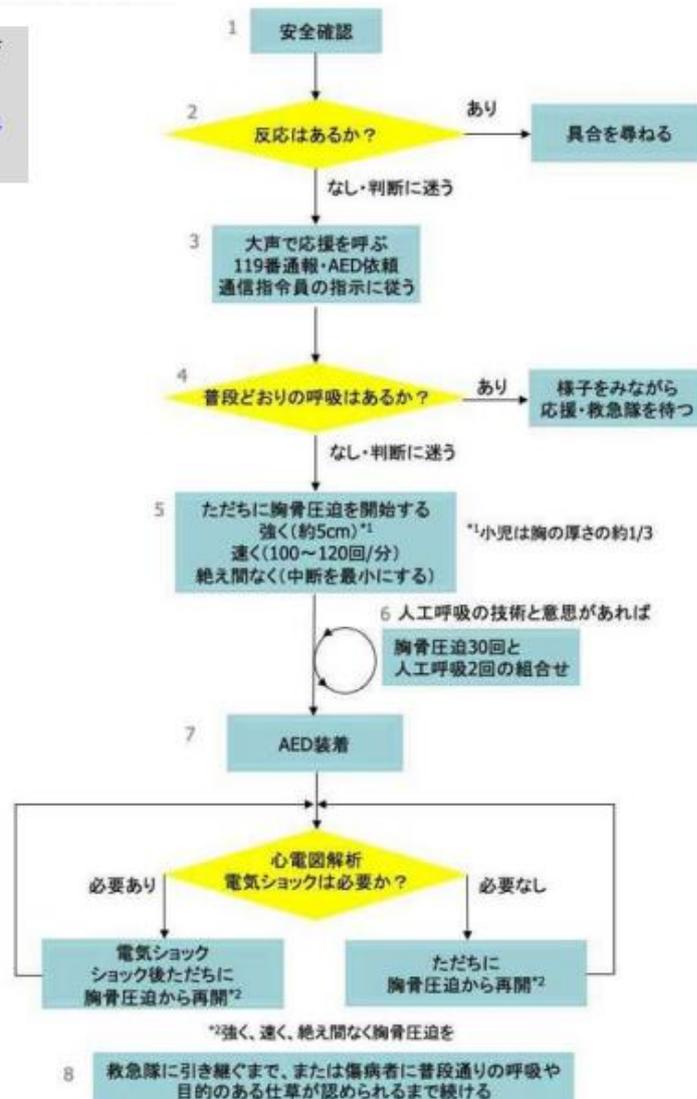
### 【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無がわからないときはない場合と同じ対応を取ること
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられる場合があること
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること

### 市民におけるBLS(一次救命処置)アルゴリズム

出典：一般社団法人日本蘇生協議会「JRC蘇生ガイドライン2020」

注)本図はドラフト版として公開されたものです。最新版は日本蘇生協議会ウェブサイト(<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>)を確認してください。



## 頭頸部外傷への対応

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）」



### 【頭頸部外傷を受けた(疑いのある)児童生徒等に対する注意事項】

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業「学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）」

- 意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。<sup>※1</sup>
- 頭部を打っていないからといって安心はできない。意識が回復したからといって安心はできない。<sup>※2</sup>
- 頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさなくて速やかに救急車を要請する。<sup>※3</sup>
- 練習、試合への復帰は慎重に。<sup>※4</sup>

※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重症となることがあります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。

※2 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。

※3 頸部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。



### 3 病気等(学校において予防すべき感染症含む)発生時の対応

#### 【熱中症】

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「高温注意情報」(翌日又は当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に気象庁が発表)の発表に注意する。</li> <li>□ 気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要である</li> <li>□ 熱中症は急な気温の上昇や、室内での活動又は水分をとっていた場合であっても発症するケースもあり、個人の体調管理が必要である</li> </ul>
発生時	<p><b>【症状】</b></p> <p>(軽度) めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない            (中度) 頭痛、吐き気、体がだるい(倦怠感)、虚脱感            (重度) 意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対し返事がおかしい、まったく歩けない、走れない</p> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 意識がある場合は、状況に応じて涼しい場所への移動、冷却、水分摂取を行う</li> <li>□ 水分を自力で摂取できない、回復しない場合には医療機関へ搬送する</li> <li>□ 意識がない、呼びかけに対して返事がおかしい場合には医療機関へ搬送する</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 活動の留意点として、帽子の着用、水分をこまめにとる、こまめに休憩する、日陰の活用を行う</li> <li>□ 汗を多くかいた時には塩分の補給も必要</li> </ul>

#### 【アナフィラキシー】

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ あらかじめ食物アレルギーを持つ生徒等を把握する               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 保護者との情報共有(対応の確認等)</li> <li>※ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の活用と「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(文部科学省監修)の共通理解</li> </ul> </li> <li>□ 教職員の心構えとアナフィラキシーの正しい知識の習得               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ アナフィラキシー補助治療剤(製品:エピペン注射液)の使用について教職員に周知徹底</li> </ul> </li> <li>□ アナフィラキシー緊急対応(管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等の役割分担)の作成と緊急時のシミュレーションをしておく(近隣消防署との情報共有)</li> </ul>

発生時	<p><b>【症状】</b> 全身じんましん、ぜん息様の呼吸音がある</p> <p><b>【対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 養護教諭、教職員に応援要請 → 救急車要請</li> <li>※ いつ（食事後、○時間経過後）、どこで、だれが（○歳、性別）、どのような状態か（全身じんましん）、救急車が来るまでの救命手当てを聞く</li> <li><input type="checkbox"/> 救命措置に実施（脈、呼吸等の確認、エピペンの使用等）</li> <li><input type="checkbox"/> 保護者への連絡</li> <li><input type="checkbox"/> 学校内での連携により救急隊到着後、現場へ迅速に誘導する</li> <li><input type="checkbox"/> 発症児童生徒等の緊急連絡票、財布、使用したエピペンなどを持参し、事情が分かる職員が救急車に同乗する</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> アナフィラキシー発症時の連絡体制の整備と緊急対応病院の確保</li> <li><input type="checkbox"/> 特定の生徒等の主治医等と救急搬送が必要な状態など情報を共有しておく</li> </ul>

**【ノロウイルス】※食中毒（集団食中毒）の対応として**

状況	対策・対応等
平常時	<p><b>【予防対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 生徒等が嘔吐したときの対応について全教職員で共通理解を図る</li> <li><input type="checkbox"/> 2次感染防止のために、嘔吐物処理セットを準備しておく</li> </ul> <p><b>【予防知識】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱し、食品取扱者や調理器具等からの二次汚染を防止する</li> <li><input type="checkbox"/> ノロウイルスの失活化の温度と時間については、現時点においてこのウイルスを培養細胞で増やす手法が確立していないため正確な数値はないが、食品の中心温度85℃以上で1分間以上の加熱を行えば、感染性はなくなると推定されている</li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 家庭内や集団で生活している施設（学校）において、ノロウイルスが発生した場合、そのまん延を防ぐためには、ノロウイルスに感染した人のふん便や吐物からの二次感染、ヒトからヒトへの直接感染、飛沫感染を予防する必要がある</li> <li><input type="checkbox"/> 保育園、学校等で発生したときは早く診断を確定し、適切な対症療法を行うとともに、感染経路を調べ、感染の拡大を防ぐことが重要であり、速やかに最寄りの保健所に連絡し、消毒方法等の相談を行う</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 嘔吐物処理は、アルコール消毒は効果がないので次亜塩素酸での消毒を行う</li> <li><input type="checkbox"/> 過去のノロウイルス食中毒の調査結果によると、食品から直接ウイルスを検出することは難しく、食中毒事例のうちでも約7割では原因食品が特定できてない（ウイルスに感染した食品取扱者を介して食品が汚染されたことが原因となっているケースも多い）</li> <li><input type="checkbox"/> ノロウイルスに汚染された二枚貝による食中毒は生や加熱不足のもので発生しており、十分に加熱すれば、食べても問題ない</li> </ul>

### 【麻しん】

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 予防接種歴、罹患歴の調査・実態把握（生徒等、教職員）</li> <li><input type="checkbox"/> 予防接種歴、罹患歴のない者に対する予防接種の推奨</li> <li><input type="checkbox"/> 海外への修学旅行等の実施における出発までの対応と準備</li> </ul> <p>※「学校における麻しん対策ガイドライン」（文部科学省監修）を参考</p>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 1人でも発生（又は疑いの者が発生）したら発生状況に応じた対策会議の開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策会議メンバー（学校関係者、学校医、教育委員会、保健所等）</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 経過観察、学級閉鎖、学校閉鎖を検討</li> <li><input type="checkbox"/> 家庭への注意喚起               <ul style="list-style-type: none"> <li>・登校前の検温の徹底、37度5分以上の場合は理由を報告し欠席するよう指導</li> <li>・医療機関の受診の際には事前に電話連絡し、受診方法を確認後受診するよう指導（医療機関内での感染防止）</li> <li>・感染が確認された場合、兄弟姉妹等、家族の通う学校や職場に連絡するよう指導</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ホームルームや学習時の健康観察の徹底</li> <li><input type="checkbox"/> 麻しんの危険性（重症化の移行や他者への感染拡大等）の指導強化</li> <li><input type="checkbox"/> 終息宣言は最後の麻しん患者との最終接触日から4週間新たな患者発生が見られないこと</li> </ul>

### 【新型インフルエンザ等】

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 健康観察の徹底、欠席理由の確認、基礎疾患患者への配慮</li> <li><input type="checkbox"/> 健康管理の指導（休養、栄養、手洗い、うがい、咳エチケット、マスク使用、ペットボトルの回しのみ禁止）</li> <li><input type="checkbox"/> 学級閉鎖、学校閉鎖の対応について事前に保護者に情報提供しておく</li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 集団感染の状況を把握</li> <li><input type="checkbox"/> 迅速な報告（学校医・教育委員会・保健所へ連絡し、連携を図る）</li> </ul>

留意点	<ul style="list-style-type: none"><li>□ ホームルームや学習時の健康観察の徹底、特に基礎疾患者への配慮の徹底</li><li>□ 新型インフルエンザの感染拡大防止の指導強化</li><li>□ 登校前の検温の徹底（家庭での健康観察の徹底）</li><li>□ 咳、のどの痛み、発熱等インフルエンザの疑いのある場合は理由を報告の上欠席するよう指導</li><li>□ 医療機関に受診の際は、事前に電話連絡し、受診方法を確認後、マスクをして受診するよう指導（医療機関内での感染防止）</li><li>□ 感染が確認された場合、兄弟、姉妹等、家族の通う学校や職場への連絡について保護者から連絡するよう指導</li><li>□ 濃厚接触者の確認と該当保護者への連絡</li></ul>
-----	---

#### 4 事件(盗難・校舎破損・学校爆破予告等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<input type="checkbox"/> 施設・設備及び物品の点検・管理の徹底 ※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による
発生時	<input type="checkbox"/> 警察に通報 <input type="checkbox"/> 人的被害の有無を確認 <input type="checkbox"/> 発生箇所以外の被害を確認 <input type="checkbox"/> 関係者からの事情聴取 <input type="checkbox"/> 状況を判断し、速やかに管理職から学校安全及び施設所管課（室）へ一報
留意点	<p><b>【物品の盗難があった場合】</b></p> <input type="checkbox"/> 物品管理者に報告する。警察に届け出た場合には、被害届の受理番号を記載するなど経緯を明らかにしておく。 <input type="checkbox"/> 亡失物品払出調書（静岡県財産規則 様式第61号） 亡失があった場合には、亡失物品払出調書を作成し、出納員の決裁を受けて、出納員が払出をする。
	<p><b>【校舎破損等損傷事故があった場合】</b></p> <input type="checkbox"/> 生徒事故報告書（静岡県立学校処務規程第9条 様式第15号） <input type="checkbox"/> 施設設備事故報告書 （静岡県立学校処務規程第8条関係 様式第12号） （火災の場合は、市町長の被災証明書、盗難の場合は盗難届の写を添付） <input type="checkbox"/> 物品亡失（損傷）報告書（静岡県財産規則 様式第60号） 出納員が作成し、校長へ報告。校長が関係書類を添え教育委員会主管課を経由し知事へ報告 <input type="checkbox"/> 静岡県財産規則第106条及び第108条を参照すること <input type="checkbox"/> 修繕等必要経費が発生する場合は、所管課と相談の上、必要ならば令達申請書により令達申請を行う。 <input type="checkbox"/> 不用品処分決定調書（静岡県財産規則10条様式第62号）損傷物品の払出を行う。

## 5 事件(わいせつ・セクハラ等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校が、不祥事を起こさない教職員や組織風土を作るための多面的な取組の継続</li> <li>□ 学校（セクハラ）相談体制の周知と徹底</li> <li>□ 教職員面談における教職員の実態把握、悩み相談</li> <li>□ 計画的・継続的な研修による規範意識や使命感の高揚、生徒等理解の促進</li> <li>□ 不祥事根絶推進月間による重点的な注意喚起</li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 相談者からの事実関係の聴取</li> <li>□ 加害者とされる教職員からの聴取</li> <li>□ 第三者からの事実関係の聴取</li> <li>□ 相談者に対する説明</li> <li>□ 相談・聴取内容の記録</li> </ul> </li> <li>○問題処理への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 警察に通報（重大事案・緊急事案）</li> <li>□ 教職員の監督者に対し、加害者とされる教職員への指導の要請</li> <li>□ 加害者への直接注意</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 常に被害者を含む当事者に適切で効果的な対応は何かという視点を持つ。</li> <li>□ 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける。</li> <li>□ 関係者のプライバシー等の人権を尊重し、秘密を厳守する。</li> <li>□ 特に、生徒等からの直接の相談及び本人以外からの生徒等に係る相談については当該生徒等の心身の発達段階等を十分に考慮する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「不祥事根絶に向けて（報告）」H23.3</p> <p>「信頼にこたえる～不祥事根絶のために～」H23.6</p> <p>「信頼にこたえる 別冊 研修用事例集」H24.6 を参照</p> </div>

## 6 事件(人権侵害・差別事象等)への対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全教育活動を通じた人権教育の推進</li> <li>○ 学校・家庭・地域・関係機関との連携</li> <li>○ 人権侵害や差別事象の早期発見に向けた教育相談体制の確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒の日常の様子把握や家庭訪問、個別面談による実態把握、悩み相談</li> <li>□ アンケート等の実施</li> </ul> </li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 被害者の安全確保等必要な措置</li> <li>□ 被害者からの事実関係聴取</li> <li>□ 加害者とされる者からの事実関係の聴取</li> <li>□ 第三者からの事実関係の聴取</li> <li>□ 相談、聴取内容の記録、落書き等であれば写真</li> </ul> </li> <li>○ 問題処理への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 警察への通報（重大事案・緊急事案）</li> <li>□ 被害者に対する心のケア</li> <li>□ 加害者への指導</li> <li>□ 問題解決に向けた全校職員による問題の共有</li> <li>□ 解決に向けた全校職員による指導体制の確立</li> <li>□ 問題解決に向けた話し合いの仲介</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 常に、被害者保護を大前提とした対応を行う</li> <li>□ 関係者のプライバシー等の人権に配慮した対応に心がけ、秘密を厳守する</li> <li>□ 生徒等の発達段階を考慮し、関係機関とも連携した対応を継続的に行う</li> </ul>

## 7 不審者侵入時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生徒等及び教職員の防犯意識の向上</li> <li>○ 校内の巡回（施設・設備の点検含む） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による</li> </ul> </li> <li>○ 来訪者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 事前に分かっている場合は事務室へ報告しておく</li> <li>□ 校舎の入り口や受付への案内、誘導・指示を徹底する。</li> <li>□ 名前、目的を確認し、受付簿に記入させ名札の着用を徹底する</li> <li>□ 挙動が不審な場合は事務室だけで対応せず職員室へも連絡する</li> <li>□ 用件終了後、受付名簿への記入と名札の返却を依頼する</li> </ul> </li> <li>○ 不審者目撃情報等の情報共有化（校内外）</li> <li>○ 緊急時に必要となる物品の整備（笛、さすまた等）</li> <li>○ 情報収集：（参考）静岡県警察「エスピーくん」安心メール</li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部としての対応（本部は管理職を中心とし構成） <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 全教職員、生徒等へ緊急放送</li> <li>□ 警察に通報</li> <li>□ 教育委員会への緊急連絡と支援要請</li> </ul> </li> <li>○ 不審者への対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原則として複数で対応する</li> <li>□ 隔離できる場所へ連れて行くよう努力する</li> <li>□ 危険物の所持の有無を確認する</li> <li>□ 警察が到着するまで生徒等へ危害が及ばないように配慮する</li> </ul> </li> <li>○ 生徒等の安全確保、生徒等の人数確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒等を安全な場所へ避難させる</li> <li>□ 生徒等の安全が確保されたことが明らかになったら、不審者対応の支援にまわる。</li> </ul> </li> <li>○ 負傷者があった場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 救急通報後、負傷者発生を校長へ報告</li> <li>□ 救急隊到着までの応急措置</li> <li>□ 保護者への連絡</li> <li>□ 被害者等心のケア着手</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事後措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ すべての安否を確認し緊急放送を流し集合させ安全確認をする</li> <li>□ 授業の継続、下校方法等を決定し全保護者に連絡</li> <li>□ 教育委員会へ報告</li> <li>□ 報道機関への対応</li> <li>□ 校内の役割分担を作成</li> </ul> </li> </ul>

## 8 情報事故発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報資産及び装置の持ち出し禁止           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 原則として情報資産又は端末等の装置を持ち出さない</li> <li>□ 業務上外部に持ち出す必要がある場合は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得る</li> <li>□ 許可を得て持ち出す場合は次の管理策を実施する               <ul style="list-style-type: none"> <li>・車、電車、ホテル等での盗難対策（鍵付のケースに保管するなど）</li> <li>・公共の場所への放置の禁止</li> <li>・装置のデータを保護するための適切なバックアップとその保管</li> <li>・不必要な情報の持ち出し禁止</li> <li>・装置のデータを保護するための適切なバックアップとその保管</li> </ul> </li> <li>□ USBメモリーは形状が小さく紛失しやすい上に、極めて大量の情報が保存可能であるため、特に注意を払う必要がある</li> </ul> </li> <li>○ ユーザーID、パスワードの管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ユーザーID、パスワードは他に知られないように管理する</li> <li>□ パスワードが漏洩したと思われる場合には、直ちに情報システム管理者に報告の上、パスワードを変更する</li> <li>□ 個人に対して付与されたユーザーIDを共有しない</li> <li>□ パスワードは定期的に変更する</li> <li>□ 人事異動等でユーザーIDが必要、不要になった場合は、速やかに申請し、IDの発行、停止手続きをする</li> </ul> </li> <li>○ 端末の適正管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ キーボードや端末付近には原則物（特に飲み物）はおかない。</li> <li>□ キーボードに物を置く場合は、ディスプレイを閉じる際に十分注意する</li> </ul> </li> <li>○ 盗難対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 端末はセキュリティワイヤー又は施錠可能な保管庫等により適正に管理する</li> <li>□ 端末本体のハードディスクには、原則として個人情報や文書は保管せず、校内ファイルサーバーやグループウェア上にて管理する</li> </ul> </li> <li>○ 端末シャットダウンの徹底           <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 最新のセキュリティパッチ（バグの修正等）やプログラムを更新するため、帰宅する際は必ず端末の電源を落とすことを徹底する</li> <li>□ 長時間の離席時には、端末をログオフ又はパスワード付のスクリーンセーバー等の適切なロック機能により保護する</li> </ul> </li> <li>○ 情報モラル、セキュリティ研修への参加</li> </ul>

発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウイルス感染 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ パソコンの特定、ネットワークからの切り離し</li> <li>□ ウイルス名の特定と駆除、OSの再インストール</li> </ul> </li> <li>○ 不正アクセス時 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 機器のネットワークからの切り離しと停止</li> <li>□ 不正アクセスされた情報の確認</li> </ul> </li> <li>○ 情報漏洩 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 共有サーバーのID停止やアクセス制限の実施</li> <li>□ 漏洩された情報の確認</li> </ul> </li> <li>○ 紛失・盗難 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 紛失物の捜索、回収、警察への届出</li> <li>□ 流出したアカウントの停止、パスワード変更</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 静岡県情報セキュリティポリシーの確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 静岡県立学校情報セキュリティポリシーの確認</li> <li>□ 静岡県立学校情報セキュリティ実施手順の作成</li> <li>□ 情報事故が発生した場合は再発防止対策の検討</li> <li>□ 情報事故に関する公表内容（状況、経緯、原因、当面の対応策、再発防止策等）</li> </ul> </li> </ul>

## 9 災害(火災等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消火、通報を含めた避難訓練等の計画と実施</li> <li>□ 建物等の自主点検及び消防用設備点検の実施</li> <li>□ 生徒等への防災教育（火災対応）及び消火訓練</li> </ul> <p>※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による</p>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 初期消火</li> <li>□ 警察・消防への通報</li> <li>□ 迅速な避難及び必要に応じて救護対応</li> <li>□ 応援要請</li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 消防計画の検討により実効性のある計画に変更</li> <li>□ 自衛消防対策の推進</li> </ul>

## 10 災害(地震等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平常時の対応（地震等防災体制の整備）               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒等及び教職員の防災対応能力の向上</li> <li>□ 施設設備等の安全対策</li> <li>□ 対策本部の設置</li> <li>□ 避難地・避難所としての対応準備</li> <li>□ 引き渡しと待機の判断の検討</li> <li>□ 教職員の研修等</li> <li>□ 生徒等の備蓄品の整備（食料、水、衛生用品、一般医薬品等）</li> </ul> </li> <li>※ 具体的内容は「学校安全教育計画書」による</li> </ul>
発生時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「東海地震に関連する情報」が発表された場合の対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 「東海地震に関連する情報」が発表された場合の学校の対応</li> <li>□ 「警戒宣言」が発令された場合の学校の対応</li> <li>□ 「東海地震に関連する情報」発表時の生徒等及び教職員の対応</li> <li>□ 幼稚園及び特別支援学校における留意事項</li> </ul> </li> <li>○ 大規模な地震が発生した場合の対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 計画の作成</li> <li>□ 大規模な地震が発生した場合に想定される対応行動</li> </ul> </li> <li>○ 津波の危険が予想される地域に所在する学校の対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 学校管理下に津波に関する情報が発せられた場合の対応</li> <li>□ 学校管理下外に津波に関する情報が発せられた場合の対応</li> </ul> </li> </ul>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校の再開に向けて               <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 生徒等、教職員の被害状況の把握</li> <li>□ 施設、設備等の確保</li> <li>□ 教育再開の決定・連絡</li> <li>□ 教育環境の整備</li> <li>□ 給食業務の再開</li> <li>□ 生徒等の心のケア</li> </ul> </li> <li>参考：学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）平成24年3月：県教育委員会作成</li> </ul>

## 学校再開計画の概要

再開計画の項目	再開内容
生徒等、教職員の被害状況把握	<input type="checkbox"/> 生徒等、教職員の被害状況、避難先を把握する。 <input type="checkbox"/> 学校の設置者等に対して被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。
施設、設備等の確保	<input type="checkbox"/> 応急危険度判定士等の専門家に安全点検を依頼し、校(園)内の使用可能(不可能)施設を把握する。 <input type="checkbox"/> ライフラインの復旧状況を把握し関係機関に協力を依頼する。 <input type="checkbox"/> 被害が著しい場合は、学校の設置者等に対して仮設校舎の建設等を要請する。
教育再開の決定・連絡	<input type="checkbox"/> 生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し学校の設置者及び生徒等(保護者)へ連絡する。
教育環境の整備	<input type="checkbox"/> 避難所生活が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。 <input type="checkbox"/> 教科書の滅失及びき損状況を把握するとともに、不足教科書の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて転出入の手続きを行う。
給食業務の再開	<input type="checkbox"/> 施設、設備の安全性を確認する。 <input type="checkbox"/> 保健所等に衛生面の検査を依頼する。 <input type="checkbox"/> 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、市町等の関係機関と協議する。 <input type="checkbox"/> 学校給食施設を利用した避難住民への食事の提供について、避難所運営組織等と協議する。
生徒等の心のケア	<input type="checkbox"/> 生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議、連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておく

## 11 局地的な集中豪雨(竜巻、雷の発生、冠水)の対応

状況	対策・対応等
平常時	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 気象庁等からの気象情報（「雷注意報」、「竜巻注意情報」）の入手方法の確認</li> <li><input type="checkbox"/> 風雨に関する地域の危険度を把握</li> </ul> <p><b>【竜巻、雷】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 竜巻、雷発生時の初動対応を教職員に徹底</li> </ul> <p><b>【冠水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 排水溝等の管理（落ち葉やゴミ等で排水機能を果たせない場合がある）</li> </ul>
発生時	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 教育活動実施基準の基づく自宅待機や休校等の判断 <ul style="list-style-type: none"> <li>・6:00の時点で「暴風警報」「暴風特別警報」「大雨特別警報」発令時は自宅待機</li> <li>・11:00の時点で上記3警報継続発令時は休校</li> </ul> </li> <li><input type="checkbox"/> 適切な避難場所の判断</li> <li><input type="checkbox"/> 必要があると判断したら、消防等の関係機関、市町災害対策本部へ救助要請</li> </ul> <p><b>【竜巻、雷】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 飛来物に注意しつつ頑丈な建物の中に避難する（屋外にいる場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 窓や壁から離れる（屋内にいる場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 雷が近づく場合には水辺、木、電柱から離れる</li> </ul> <p><b>【冠水】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 校舎内への浸水の可能性がある場合には、速やかに校舎の2階以上への避難する</li> <li><input type="checkbox"/> 学校周辺の冠水状況を常時監視し、危険を予測する</li> </ul>
留意点	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通学路の安全確認ができるまで、生徒等は学校に待機させる</li> <li><input type="checkbox"/> 生徒等を下校させる場合は、風雨の状況を把握したり、地域の情報を収集したりして適切な時期に行う</li> <li><input type="checkbox"/> 下校時刻を変更する場合は、あらかじめ定めた方法で速やかに保護者に連絡をする</li> <li><input type="checkbox"/> 通学路の状況によっては引き渡しを依頼するといった判断を行う</li> </ul>

## 12 Jアラート警報時の対応

状況	対策・対応等
平常時	<input type="checkbox"/> マニュアルの見直し・整備 <input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び整理整頓 <input type="checkbox"/> Jアラート警報時の行動について、児童生徒に指導 <input type="checkbox"/> 国際情勢に対する意識の向上
発生時 発生時	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、児童生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に児童生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
留意点	<input type="checkbox"/> 弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集する <input type="checkbox"/> 安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する <input type="checkbox"/> 引き続き、テレビやインターネット等で情報を収集する <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

### ミサイルが発射された場合

- ・ 屋内にいる場合
  - － 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- ・ 屋外にいる場合
  - － 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
- ・ 近くに建物がない場合
  - － 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



#### ★ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動を取ることに

### ミサイルが落下した場合

- ・ 屋内にいる場合
  - － 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- ・ 屋外にいる場合
  - － 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- ・ 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

#### ★ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集することに

### ミサイルが通過した場合

- ・ 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- ・ 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- ・ 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考：国土情報ポータルサイト

静岡県教育委員会

## 共通事項:危機発生時における心のケア

### 事故発生

臨時全校集会  
臨時保護者会

- 携帯メール等による不適切な情報の拡散防止
- 関係生徒等からの聞き取り調査
- 全校集会で正しい事実を学校長から生徒等に伝える
- 授業中、休み時間、登下校時における見守り態勢の強化
- 生徒等の心身の不調とその対応の確認
- 家庭における生徒の心のケアに対する協力依頼

### 心のケアの実施

- 緊急サポートチームの編成  
※緊急サポートチーム（教育委員会指導主事、臨床心理士及び学校関係者）
- 生徒等の状況把握のための健康観察カードの活用
- 支援計画の作成
  - ・配慮が必要な生徒等のリストアップ
  - ・反応が出ている生徒への対応
- カウンセリング及びカウンセリング後の情報共有

### 教職員への心理教育の実施

- 急性ストレス反応とその対応について理解を深める
- 健康観察カードを実施し、個々の生徒等の状況を確認した上で個別支援を開始する
- リラクゼーション（リラククス法や呼吸法等）の導入

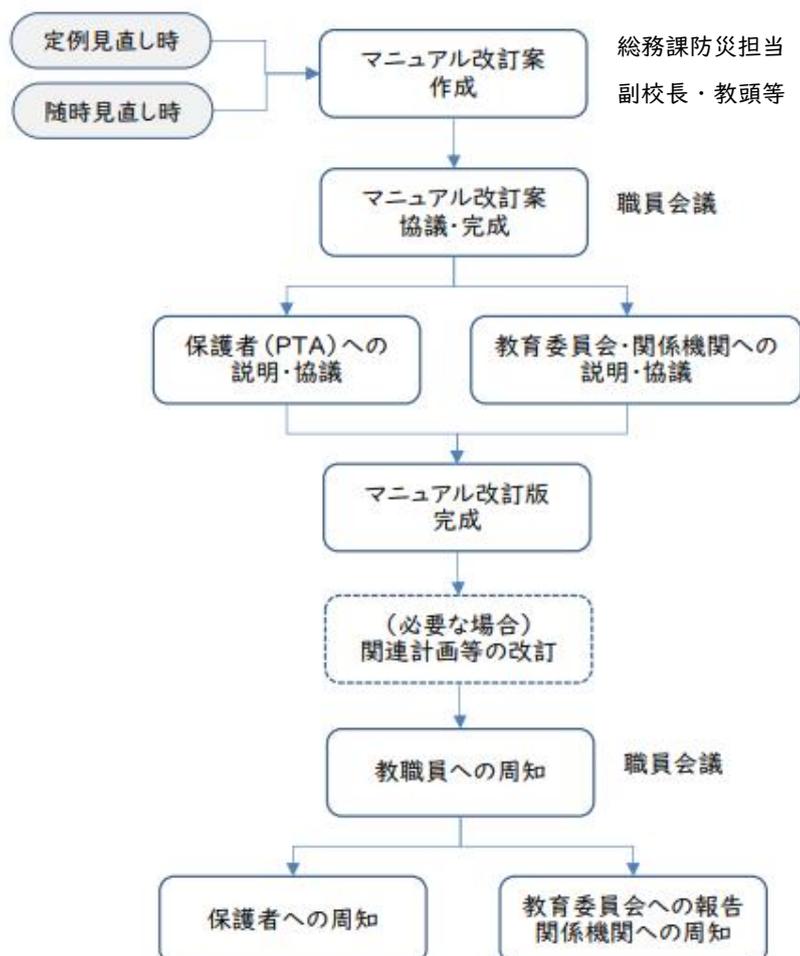
## 第4章

## マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 毎年度当初、及び人事異動があったとき</li> <li>* 各種訓練・研修等を実施した後</li> <li>* 災害等における県有施設の使用に関して浜松市と協議したとき</li> </ul>
随時見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 浜松市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき</li> <li>* 各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき</li> <li>* 先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき</li> </ul>

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



1 参考マニュアル及び方針等

マニュアル名等	登載先	
	静岡県教育委員会 ホームページ	S D O 教育事務局常用資料 「危機管理」
学校危機管理マニュアル作成の手引き	○	○
学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	○	○
学校安全推進の手引き（改訂版）	○	○
学校の風水害対応マニュアル	○	○
静岡県教育委員会新型インフルエンザ対応マニュアル （第二版）	○	○
教育委員会地震災害時情報伝達実施要領（暫定版）		○
静岡県防災教育基本方針（平成25年3月改訂）	○	
薬品管理マニュアル		○

2 関連ウェブサイト

静岡県危機管理部	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/">http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/</a>
静岡県地震防災センター	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/">http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/</a>
静岡県教育委員会	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/bousai/main.html">http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/bousai/main.html</a>
気象庁	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
内閣府防災情報	<a href="http://www.bousai.go.jp">http://www.bousai.go.jp</a>
防災情報提供センター （国土交通省）	<a href="http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/">http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/</a>
東海地震ドットネット	<a href="http://www.toukaijishin.net/">http://www.toukaijishin.net/</a>
消防庁	<a href="http://www.fdma.go.jp/">http://www.fdma.go.jp/</a>
厚生労働省	<a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a>
文部科学省	<a href="http://www.mext.go.jp/">http://www.mext.go.jp/</a>
国立感染症研究所	<a href="http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html">http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html</a>
内閣官房国民保護ポータル サイト	<a href="http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html">http://www.kokuminhogo.go.jp/pc-index.html</a>

3 生活安全情報メール配信

- ・静岡県警察「エスピーくん安心メール」登録用QRコード

- ・パソコンからのアクセス方法

<https://anzen.police.pref.shizuoka.jp/shizuoka/membe>

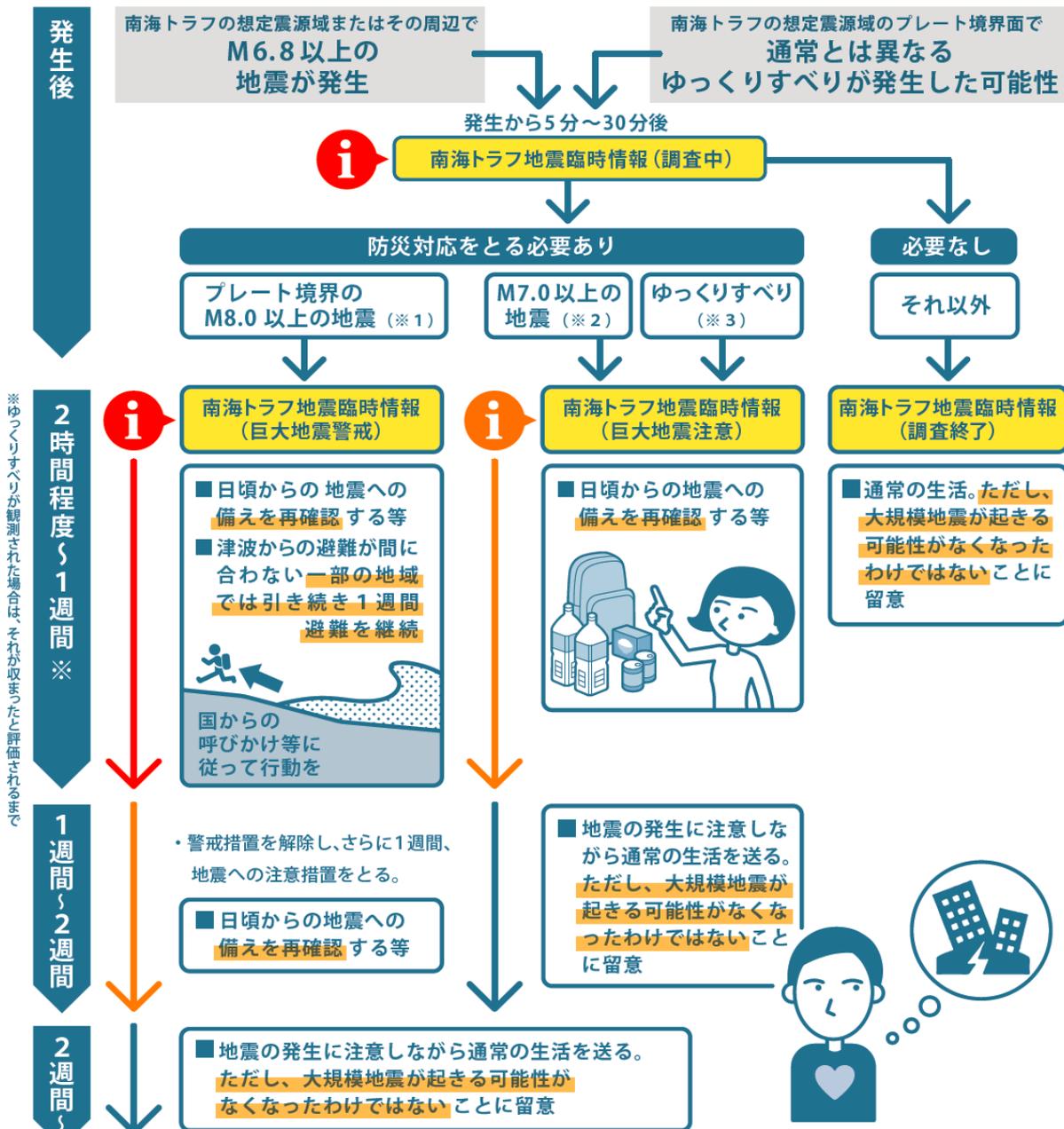




# 時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

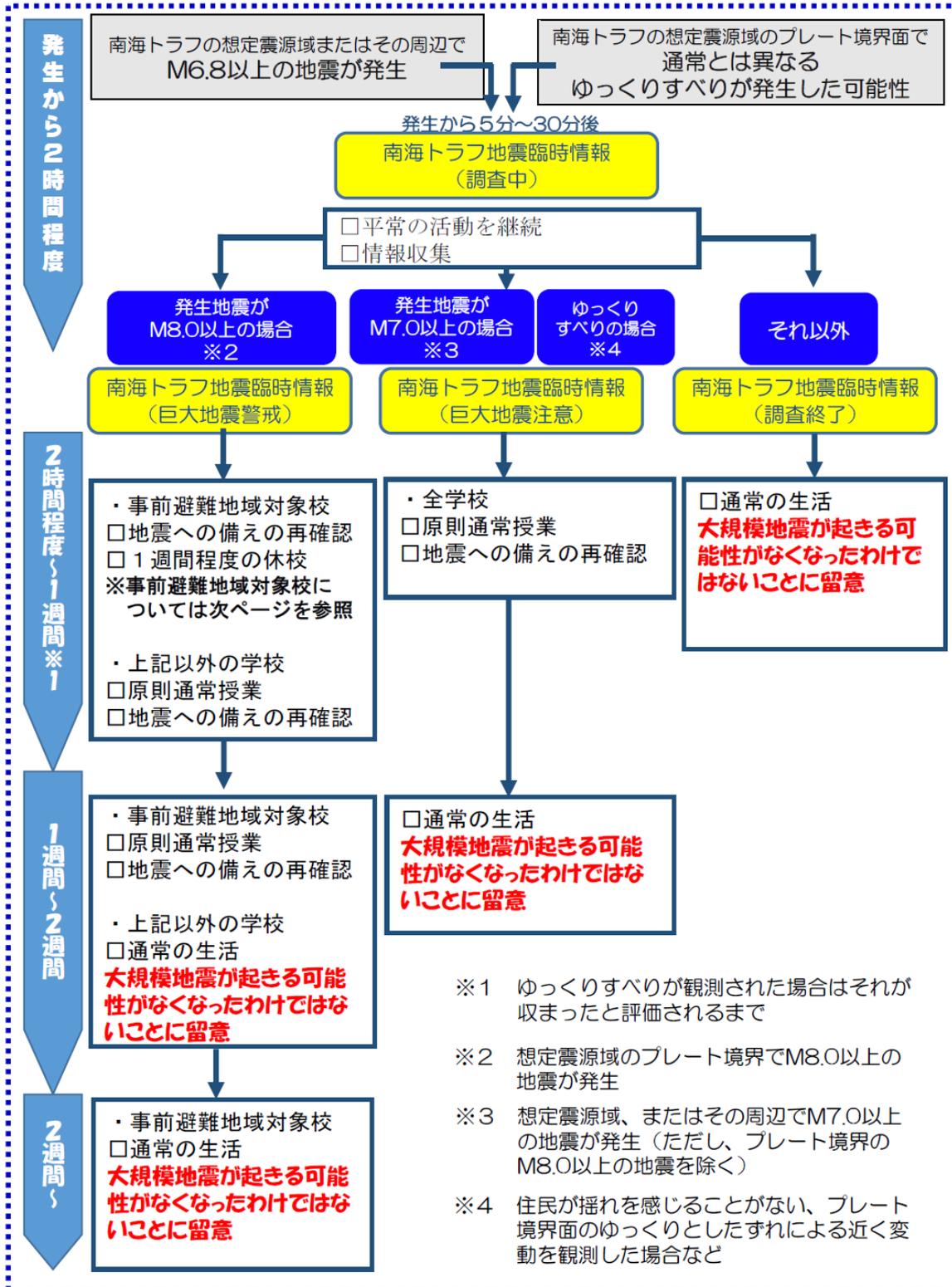
- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

## 地震発生後の防災対応の流れ



※1 想定震源域のプレート境界で M8.0以上の地震が発生  
※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0以上の地震を除く）  
※3 住民が揺れを感じることがない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など

【南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応】



【特別警報の発表基準】

「命を守るために知ってほしい特別警報」（気象庁）

# 数十年に一度の大雨などが予想された場合に特別警報を発表します

## 特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の“数十年に一度”の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表しています。

## 大津波警報などを特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

## 命を守るために情報の収集に努めてください

特別警報は、自治体や報道機関を通じて伝えられます。テレビやインターネット、自治体から発信される情報の収集に努めてください。



### 気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4  
 電話:03-3212-8341 FAX:03-6689-2917(耳の不自由な方向へ)  
 気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp>  
 特別警報について <http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>



## 水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、 国や都道府県が出す防災気象情報を、5段階※1に整理しました。

### <避難情報等>

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
<b>警戒レベル5</b>	既に災害が発生している状況です。 命を守るための最善の行動をとりましょう。	<b>災害発生情報</b> ※2 ※2 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 (市町村が発令)
<b>警戒レベル4</b> <b>全員避難</b>	速やかに避難先へ避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内より安全な場所に避難しましょう。	<b>避難勧告</b> ※3 <b>避難指示(緊急)</b> ※3 ※3 地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 (市町村が発令)
<b>警戒レベル3</b> <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>避難準備・高齢者等避難開始</b> (市町村が発令)
<b>警戒レベル2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報</b> <b>大雨注意報等</b> (気象庁が発表)
<b>警戒レベル1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)

### <防災気象情報>

#### 【警戒レベル相当情報(例)】

#### 警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報  
大雨特別警報 等

#### 警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報  
土砂災害警戒情報 等

#### 警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報  
洪水警報 等

これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※1 各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

### Q&A

質問1) 防災気象情報は出てるけど、避難情報が出ていないときはどうすればいいの？

⇒市町村は、様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行うことから、必ずしも防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

**自らの命は自ら守る意識を持って、防災気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。**

質問2) 避難指示(緊急)は、避難勧告と同じ警戒レベル4に位置付けられたけど、考え方が変わったの？

⇒**避難指示(緊急)**は、地域の状況に応じて緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されるもので、必ず発令されるものではありません。避難勧告が発令され次第、**避難指示(緊急)**を待たずに速やかに避難をしてください。

質問3) 洪水で「警戒レベル4相当情報」が既に出ているなかで、土砂災害で「警戒レベル3相当情報」が出たけど洪水のレベルも4から3に下がったということなの？

⇒洪水の危険性が4から3に下がったわけではありません。洪水は4のまま、土砂災害の3が追加されたのであり、**その地域は洪水と土砂災害、両方の災害を警戒する必要があります。**

【警戒レベル5】では既に災害が発生しています。また、必ず発令されるものではありません。

**【警戒レベル3】や【警戒レベル4】で、  
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう。**

■詳しく知りたい方は

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30\\_hinankankoku\\_guideline/index.html](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html)



スマホ用  
二次元コード

【緊急時引渡しカード】

緊急時引渡しカード			
学年・組・氏名	年 組 番	氏名	(男 女)
住 所	〒		
上記住所における避難 所等	( 避 難 場 所 )		
	( 避 難 所 )		
本 校 在 学 兄 弟 等	年 組 番	氏名	(男 女)
	年 組 番	氏名	(男 女)
緊急時の引受人 (実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む)			
順位	引受人名	本人との関係	電話番号
1			(自宅)
			(携帯)
			(メ-ル)
			(その他・職場等)
2			(自宅)
			(携帯)
			(メ-ル)
			(その他・職場等)
3			(自宅)
			(携帯)
			(メ-ル)
			(その他・職場等)
太枠内は引受人が署名			
引受人署名		引渡し日時	引渡した教職員
		月 日 時 分	
引渡し後の連絡先 ( <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 自宅以外 )			

【児童生徒の健康チェック】

「健康チェックシート」(参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

健康チェックシート

年 組 番 男・女 名前

No	健康状態 (健康チェックリスト項目に相当)	/	/	/	/	対応
身体面への現れ	1 食欲がない					・無理をしなくて、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
	2 眠れない					・苦痛を和らげる手当てをしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
	3 眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
	4 体の痛み(頭痛、腹痛など)					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れてあわてることがないように早めの受診を勧める。
	5 吐き気がする					(平常時の症状より悪化する場合があるので、注意深く観察)
	6 下痢をしている					
	7 皮膚がかゆい					
	8 発作の回数が増える					
	9 体重減少あるいは急激な体重増加					
心理・行動面への現れ	10 家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
	11 学校に行きたくない					・時間を割いて相手をする、添い寝するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
	12 怖いこと心配事がある					
	13 落ち着きがない					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。 (急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
	14 ぼんやりすることが多い					
	15 イライラしている					
	16 元気がなく、意欲が低下している					↓ 下記参照
	17 ハイテンションである					最初には症状が目立たなかったり、2、3か月後に現れるケースもある。
	18 あまり話さなくなった					被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい。
	19 物音に敏感になる					
	20 人が違ったように見えることがある					
	21 こだわりが強くなる					
	22 パニックの回数が増える					
	23 薬の服用ができていない					



↓ 下記参照



【県教育委員会が作成した防災関係マニュアル】（平成24年度以降）

年度	名称	内容等
H24	学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）	平成21年1月に改訂した「学校の地震防災対策マニュアル及び東日本大震災後の4月に暫定版として作成した「学校の津波対策マニュアル（暫定版）」を踏まえ、特に教職員の研修を含めた平常時の対応（地震等防災体制の整備）及び幼稚園、特別支援学校における留意点を示した。なお、関係学校に示した現行の「学校の原子力防災対策マニュアル」（平成22年10月）を参考として記載し基本的な対策等について事前に理解しておく内容を示した。
H24	静岡県防災教育基本方針（平成25年2月改訂）	平成14年2月に作成した「静岡県防災教育基本方針」を、日本大震災の教訓及び南海トラフ巨大地震の想定を踏まえ、生涯学習の視点に立って本県の防災教育の充実を図り、県民一人ひとりの防災対応能力の向上に資するため改訂した。 この基本方針では学校教育段階では新学習指導要領に準じて、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育の指導の機会を示し、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に防災教育を推進するための内容とした。
H25	富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル（暫定版）	静岡県における火山防災対策は、関係市町が地域の実状を考慮し、対策を講じていくこととなるが、現時点で各市町が作成している火山防災マップや広報用リーフレット等を基に、対策を講じる必要のある学校においては、本マニュアルを参考として、火山防災教育及び火山防災対策の推進を図る。
H28	学校の防災対策マニュアル	平成24年に策定した「学校の地震防災対策マニュアル」及び、平成25年に策定した「富士山及び伊豆東部火山群の火山防災対策マニュアル」の内容を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。
R1	静岡県学校安全教育目標命を守る力を育てる～学校安全計画推進のために～	平成25年に改訂された「静岡県防災教育基本方針」を、災害安全（防災教育）だけでなく、生活安全、交通安全を含む、いわゆる学校安全3領域の視点から、各教科及び道徳、特別活動等について防災教育を含む学校安全教育として、児童生徒等の発達段階に応じて、家庭や地域社会との連携協力を図りながら、総合的かつ体系的に安全教育を推進するための内容とした。
R1	静岡県危機管理マニュアル作成の手引き（災害安全）	平成28年に策定した「学校の防災対策マニュアル」の内容、近年発生した自然災害の課題点を踏まえ、平常時の防災管理、防災教育の内容及び、自然災害発生時の学校対応について留意点を示した。また、各学校への活用促進を目的に、各課学校の危機管理マニュアル作成の一助となるよう手引き形式で内容を再編集した。

【参考ウェブサイト】

- ・ 文部科学省ホームページ (<http://www.mext.go.jp>)
- ・ 内閣官房国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp>)
- ・ 総務省消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>)
- ・ 気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/>)